

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人八重山会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分される。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 非常勤の役員 報酬

(2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 期末手当 別表第2に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

なお、役員に対して各年度の総額は、8,000,000円を超えない範囲で支給することができる。

2 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合

は、給与規程の規定に準じた日)

(2) 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程にもとづいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 社会福祉法人役員等報酬旅費規程は、平成29年3月31日で廃止する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年6月11日から施行する。(第4条、一部改正)

附則 この規程は、令和5年12月1日から施行する。(第7条、一部改正)

附則 この規程は令和6年4月1日から施行する。(第4条、第5条、別表第1、別表第2、一部改正)

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額420,000円

別表第2（常勤の理事の報酬）

期末手当基礎額×（6月にあつては2.1月分、12月にあつては2.3月分）

別表第3（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,568円
上記のほか、法人・施設業務のため の出勤	5,568円

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	5,568円
上記のほか、法人・施設業務のため の出勤	5,568円

別表第 4（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5, 5 6 8 円
上記のほか、法人・施設業務のため の出勤	5, 5 6 8 円